

評議員等の報酬細則

第1条 この細則は定款第8条に基づき、評議員の報酬について定める。

第2条 評議員の報酬の総額は年間10万円を超えないものとする。

第3条 評議員が会議に参加した場合、交通費の他、会議1回につき、報酬として3,000円を支給する。

第4条 評議員選任・解任委員の報酬については、第3条を適用する。

附則 平成29年6月29日制定、同日施行